

千葉県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年8月8日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医科)		
田井小児科眼科心療内科	千葉県花見川区柏井 1-3-25-2	令和5年5月19日
(歯科)		
吉本矯正歯科	千葉県緑区おゆみ野中央 6-14-8	令和5年5月31日
(薬局)		
ヤックスドラッグ大宮台薬局	千葉県若葉区大宮台 7-3208-6	令和5年6月30日
(訪問看護)		
てんだい訪問看護ステーション	千葉県稲毛区天台 3-4-5	令和5年7月31日